

第 8 期江戸川区障害福祉計画及び第 4 期江戸川区障害児福祉計画に係る
基礎調査・分析業務委託の募集要項

1 目的

令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 8 期江戸川区障害福祉計画」及び「第 4 期江戸川区障害児福祉計画」策定の基礎資料とするため、障害のある人の現況や障害福祉サービス等に対する意見・意向等を把握することを目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

「第 8 期江戸川区障害福祉計画」及び「第 4 期江戸川区障害児福祉計画」に係る基礎調査・分析業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

(3) 委託内容

別紙「仕様書(案)」のとおり参照

(4) 委託上限額

3,960,000 円(消費税込)

※本公募は、「第 8 期江戸川区障害福祉計画」及び「第 4 期江戸川区障害児福祉計画」に係る基礎調査・分析業務委託のみであるが、令和 8 年度事業実施予定の「第 8 期江戸川区障害福祉計画」・「第 4 期江戸川区障害児福祉計画」策定業務委託と密接な関係があるため、両業務委託を合わせた提案内容について審査を行う。

基礎調査・分析業務委託において、受託者が良好な成績で遂行したと江戸川区が認めた場合、令和 8 年度事業委託予定の「第 8 期江戸川区障害福祉計画」・「第 4 期江戸川区障害児福祉計画」について、契約の相手方とする場合がある。ただし、計画策定支援業務契約は、議会の議決を経て、令和 8 年度予算で契約締結するものであり、契約を保証するものではない。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式により、書類審査及びヒアリングにて 1 事業者を選定する。

4 参加資格

次の条件を全て満たしていること。

- ①江戸川区の一般競争入札の参加資格を有していること。
- ②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ③地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項による措置を受けていないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号又は、第 2 条第 6 号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 23 年 10 月 1 日施行)別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。

5 スケジュール

募集期間	令和7年7月31日(木)～8月29日(金)
質問受付	令和7年8月8日(金) 17時まで
質問への回答	令和7年8月15日(金) 予定
参加表明書 提出期限	令和7年8月26日(火) 17時まで
企画提案書等 提出期限	令和7年8月29日(金) 17時まで
一次審査(書類審査)結果通知 送付	令和7年9月上旬 発送予定
二次審査(ヒアリング)	令和7年9月中旬 予定
審査結果通知 送付	令和7年9月下旬 発送予定

6 応募手続き

(1) 質問・回答

募集要項の内容等に関する質問は、令和7年8月8日(金) 17時までに「質問書(様式2)」を電子メールで担当課宛に提出すること。なお、電子メール送信後は、担当課宛に電話で送信確認をすること。

質問に対する回答は、令和7年8月15日(金)※予定 に、質問者名を非公開として本区ホームページ上に公表する。

(2) 提出書類及び提出期限

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| ①参加表明書(様式1) | PDF データ |
| ②企画提案書(任意様式) | 書類 正本1部、正本・副本のPDF データ |
| ③業務計画書(任意様式) | 書類 正本1部、正本・副本のPDF データ |
| ④見積書(様式3) | 書類 正本1部、正本・副本のPDF データ |
| ⑤提出書類一覧表(様式4) | 書類1部、PDF データ |
| ⑥計画書等の成果物 | 書類1部またはPDF データ ※直近の障害福祉計画等の成果物 |

【書類作成時の留意事項】

- ①縦置横書き(ページ番号あり)、A4版両面印刷で左綴じとし、各書類名がわかるようにインデックスを貼付すること。
- ②正本には、会社名及び代表者の役職及び氏名を記入し、代表者を押印すること。副本については、事業者名を特定できる表記を一切行わないこと。
- ③提出書類は返却せず、提出後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、「企画提案書」等の内容に不明な点があった場合において、区の指示により不足書類の提出を求める場合は、この限りではない。
- ④作成にかかる費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 参加表明書について

令和7年8月26日(火)17時までに、「参加表明書(様式1)」を電子メールにて担当課宛に提出すること。なお、電子メールを送信後、担当課宛に電話にて送信確認をすること。

(4) 企画提案書及び関係書類について

①令和7年8月29日(金)17時までに、上記「(2)提出書類」のうち②～⑥の書類を、担当課宛へ持参及びメールにて提出すること。

②企画提案書について(15ページ以内、別紙などは不可)

次の内容を記載するものとする。

- ア 第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画に向けての課題認識と方向性
- イ 障害者(児)への支援に効果的な障害福祉サービスの在り方やニーズを的確に把握する手法の提案
- ウ 障害福祉サービス等に対する意向や今後の見込量を把握するための調査項目の考え方
- エ 質問項目改善のための視点
- オ 基礎調査結果の集計と分析方法の工夫
- カ 作成にあたっての工夫(読みやすさ、わかりやすさの配慮等)
- キ 地域共生社会の実現を踏まえた提案
- ク その他の独自提案、工夫

③業務計画書について(10ページ以内、別紙などは不可)

次の内容を記載ものとする。

- ア 会社の組織体制
- イ 実施体制(担当者の体制、感染症拡大等、緊急時における代替体制確保の考え方 等)
- ウ 基礎調査及び計画策定業務の受託実績(過去5年間程度)
- エ 業務スケジュール

④見積書について

- ア 様式3により、内訳をできるだけ詳しく作成すること。
- イ 見積限度額は3,960,000円(消費税込)とする。

7 選考方法

(1) 第一次審査(書類審査)

提出書類の書類審査を行い、第二次審査事業者を決定する。審査結果は、全事業者にメールまたは郵送で通知する。

(2) 第二次審査(ヒアリング)

第二次審査事業者の企画提案内容等への質疑応答を行い、提案内容の評価を行う。

- ア 事業委託開始後の実務担当者が出席し、ヒアリングを行うこと。
- イ 時間は、1事業者あたり15分とする。

(3) 審査者の決定

第二次審査を行った事業者の中から、契約候補となる1事業者を決定し、本区ホームページで公表する。審査結果は、当該審査を行った全事業者にメールまたは郵送で通知する。

8 問合せ及び応募書類提出先

江戸川区 福祉部 障害者福祉課 計画調整係

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所2階1番窓口

電話 03-5662-0044(直通)

E-mail: 2020090@city.edogawa.tokyo.jp